

第3回 大阪府立槻の木同窓会総会 議事録

司会) みなさん、あけましておめでとうございます。只今から、第3回大阪府立槻の木高等学校同窓会総会を開催します。私は、司会の1期生の奥田です。よろしく申し上げます。

まず、本日、受付でお配りした資料の確認をお願いします。A4で1枚ものの「総会次第」と「幹事名簿」、そしてホッチキス止めした「議案書綴り」の3種類です。お持ちで無い方は、お手を挙げください。

また、資料の他に本日の記念品として「お菓子」を総会終了後にお配りしますので、お忘れなくお持ち帰りください。

その他、トイレですが、本日は本館1階のトイレをお使いください。出入り口は食堂西側の扉のみ開けております。本日は休日なので、本館のトイレ以外の場所には、立ち入らないようにお願いします。

本日の出席者は、現在のところ26名でございます。今回、総会の開催にあたり、初めて同窓会名簿を作成しました。12期生まで2,920名の卒業生、同窓会会員ということとなっております。本総会にあたり、同窓会会員に総会の案内を往復はがきで送付したのですが、338名の方が「宛てどころが尋ねあたりません」となっています。この方々の連絡方法が、今後の当会の課題でもあります。なお、欠席のご返答を頂いて方が888名で、そのうちの数名を除いて、議案審議に関して「議長への一任」ということで委任を頂いていることも報告しておきます。

次に本日のスケジュールですが、次第をご覧ください。只今から、12時までは、総会、議案審議となっております。その後13時までの予定で、懇親会ということで、軽食と飲み物を用意しておりますので、みなさんでご歓談ください。それでは、最初に西 真一郎 同窓会会長が挨拶いたします。西会長よろしく申し上げます。

☆西会長挨拶

ありがとうございました。続きまして、現在の槻の木高等学校の校長先生であります「竹下健治校長先生」からご挨拶があります。竹下校長先生、よろしく申し上げます。

☆竹下校長先生、挨拶

ありがとうございました。それでは、議事に移りますが、最初に議長の選出を行います。どなたか、立候補してくださる方はいらっしゃいませんか。

☆会場から挙手あり。

ありがとうございます。只今、手をお上げくださった方、前にお願いします。卒業期とお名前をお願いします。

議長) 1期生の松下です。よろしくお願いします。

司会) それでは、松下さんに議事進行をお願いします。

議長) みなさん、あけましておめでとうございます。只今、議長に指名頂いた1期生の松下でございます。今回、卒業生自らが運営する初めての記念すべき総会で議長をさせていただきます。不手際もあろうかと思いますが、みなさまのご援助をいただきまして、できるかぎり円滑に進行してまいりたいと思いますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。第1号議案の「同窓会会則の廃止及び制定について」です。まず、説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長) 副会長の東山です。それでは、「第1号議案 会則の廃止及び制定について」を説明します。議案書綴りの1ページをご覧ください。

現行の会則は、平成21年11月22日に制定されていますが、年月が経ち、会員も増えてきたことにより、現行の会則では実情に合わない点が出て参りました。

また、当時は、当会も生まれて間もないということもあり、会則作成の知識も乏しく、今回、法的知識のある方に現行会則を見て頂いたところ、法的要件もしっかり入った会則に変更すべきとのアドバイスがありました。そこで、抜本的に会則を作り直したことから、会則の改正ではなく、現行の会則を廃止し、新規に会則を制定することとしました。その点は、御理解くださるようお願い申し上げます。

新しい会則のポイントを説明します。

まず、同窓会は法的には「権利能力なき社団法人」と考えることが一般的であるとのことから、判例等からその要件を盛り込むこととしました。第1条は、

団体が法的活動を行うために必要となる住所地を「高槻市城内町2番1号」の母校とすることを決めました。第3条では、本会が行うべきことを明確に決めました。第4条では、正会員は槻の木高校の卒業生とし、島上高校と高槻南高校の卒業生は支部会員と規定しました。これについては、議決権の付与、会員名簿の管理、会員への周知方法などを勘案した結果で、嶋真会及び槻の葉会とも事前に協議の上、同規定としたところです。

第5条から第8条までは、役員の規定で、会長、副会長、書記、会計を各1名とするとともに、会の運営に直接関わる、理事を各卒業期から1名程度としたところです。

第9条から第11条は、各卒業期から幹事を3名置く規定としています。この幹事が、同期生との連絡にあたりるとともに、今後、審議機関としての幹事会を構成することとなります。

第12条から第15条は、総会、幹事会、役員会の各会議に関して規定しています。今後は、幹事会が審議機関として重要な役割を果たすこととなります。

第16条から第25条までは、会計に関する規定で、これからは会計年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとすることや、会計監査人及び外部監査人を置き、適正な会計処理が行われていることをチェックする体制を定めています。

第26条以下は、財産及び支部の規定を定めています。なお、5ページから7ページには現行の会則を添付していますので、参照してください。

以上で、「第1号議案 会則の廃止及び制定について」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に第2号議案の「平成25年度から平成29年度の事業報告について」ですが、第3号議案の「平成25年度～平成29年度 会計報告について」と関連しますので、2議案をまとめて審議します。

説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長)「第2号議案 平成25年度から平成29年度の事業報告」を説明します。

最初に、今回の事業報告の対象期間について説明します。前回の第2回総会においては、平成24年度までが対象でした。その後の平成25年度、平成25年4月1日から、平成29年度の上半期の平成29年9月30日までの期間の報告を行います。議案書綴りの8ページをご覧ください。

まず、平成26年2月1日土曜日に、第2回の同窓会総会を、槻の木高等学校の食堂にて、開催いたしました。

また、平成26年3月22日の7期生の「二十歳の集い」から、平成27年の8期生、平成28年の9期生、そして平成29年の10期生の「二十歳の集い」まで、計4回の二十歳の集いを開催しました。

学校行事への支援として、平成28年2月18日に開催された「後輩達へのメッセージ」に同窓会として支援を行いました。

以上で、「第2号議案 平成25年度から平成29年度の事業報告」の説明を終わります。

議長)ありがとうございました。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長)承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。3号議案の説明が未だでした。お願いします。

東山副会長)「第3号議案 平成25年度から平成29年度の会計報告」を説明します。今回の会計報告の対象期間は、第2号議案の事業報告の対象期間と同じです。議案書綴りの9ページをご覧ください。

まず、平成25年度の欄をご覧ください。前回の第2回総会で承認を頂いた繰越額、平成24年度からの繰越金が、867万3,224円。

9期の卒業生273名からの会費収入が、163万8千円、9期の学年費返金残額の寄附が335円、預金利息が1,081円、7期生の「二十歳の集い」の参加費が35万4千円、以上、平成25年度の収入合計1千66万6,640円です。

次に支出ですが、7期生の「二十歳の集い」の経費が40万8,618円、平成26年2月1日に開催した「同窓会総会」経費が37万9,297円、収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、987万8,725円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成26年度の欄をご覧ください。

平成25年度からの繰越金が、987万8,725円、10期の卒業生236名からの会費収入が、141万6千円、10期の学年費返金残額の寄附が128円、預金利息が1,533円、8期生の「二十歳の集い」の参加費が40万2千円、以上、平成26年度の収入合計1千169万8,386円です。

次に支出ですが、8期生の「二十歳の集い」の経費が38万9,448円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,130万8,938円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成27年度の欄をご覧ください。

平成26年度からの繰越金が、1,130万8,938円、11期の卒業生233名からの会費収入が、139万8千円、11期の学年費返金残額の寄附が58円、預金利息が1,782円、以上、平成27年度の収入合計1,270万8,778円です。

次に支出ですが、9期生の「二十歳の集い」の経費が、12万8,959円、後輩達のメッセージの経費が、2万8,038円、消耗品の購入で、7,825円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,254万3,935円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

次に、平成28から29年度の欄をご覧ください。

平成27年度からの繰越金が、1,254万3,956円、12期の卒業生277名からの会費収入が、166万2千円、12期の学年費返金残額の寄附が261円、預金利息が178円、以上、収入合計1,420万6,395円です。

次に支出ですが、10期生の「二十歳の集い」の経費が13万2,167円。

収入の部から、支出の部を差し引いた残りが、1,407万4,228円となり、次年度へ繰り越しをいたしました。

以上で、「第3号議案 平成25年度から平成29年度の会計報告」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。 あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に、第4号議案の「新役員の選任について」です。説明を、東山副会長からお願いします。

東山副会長) 「第4号議案 新役員の選任について」を説明します。

第1号議案で承認された、会則の第5条から第8条に規定のある「役員」の選任についてです。会則では、会長、副会長、書記、会計が各1名、理事は各卒業期から1名程度となっています。現在のところ、議案書綴りの10ページに記載の立候補者がいらっしゃいます。この場で、立候補があれば申し出てください。

その他に、立候補する方がいらっしゃらなければ、資料記載の皆様に役員をお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

また、理事は会則で「各卒業期から1名程度」と記載されています。今回、初めての役員承認ということもあり、理事が選出されていない卒業期については、新役員に選任を一任したいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。以上で、「第4号議案 新役員の選任について」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。この場で、新役員に立候補する方はいらっしゃいませんか。また、今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

異議がないようですので、説明どおり、新役員を選任することとします。新役員の方は、前に出てご紹介ください。

☆新役員から挨拶

議長) ありがとうございます。それでは、次に参ります。第5号議案の「平成30年度事業計画案について」ですが、第6号議案の「平成30年度予算案について」と関連しますので、2議案をまとめて審議します。説明を、高田理事と三谷会計からお願いします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「第5号議案、平成30年度の事業計画案」を説明します。

議案書綴りの11ページをご覧ください。

まず、今回の対象期間ですが、先ほどの第2号議案においては、平成29年9月30日まででしたので、平成29年10月1日から会則第18条の定めにある会計年度期間の最終の、平成31年1月31日までの期間となります。

最初に、会議の開催は、会則で3年毎の開催が決められている総会を開催します。これは本日の総会のことになります。

また、第1回の幹事会、これは臨時会となりますが、平成30年7月に開催します。役員会は、年5回程度を予定し、同窓会の運営を行って参ります。

会員名簿の作成と管理は、これまで整備されていなかった、会員名簿を作成します。本総会にあたって、既に、整備が一定終了しております。また、個人情報情報の漏洩が起こることが無いように、その管理方法を検討して参ります。

会報誌ですが、本総会の結果などを掲載する第3号の会報誌を発行します。

二十歳の集い事業ですが、平成30年3月に第11期生の二十歳の集いを行います。平成30年2月に予定されている、母校が開催する「後輩達へのメッセージ」に対して同窓会として支援して参ります。また、新たな事業については、施行実施も含めて検討して参ります。

最後に、母校への支援事業として、本年度は、体育館トイレの一部洋式化に関する支援を行って参ります。これは、大阪府の財政事情から、洋式化の予算を待っていても、いつになるか分からない状態であると聞きました。

我々同窓会の会員も、クラブ活動の指導や、試合などを見に行く際に、体育館のトイレを使用することとなっています。

現在、体育館のトイレは、全て和式であり、和式が使えない在校生がわざわざ、遠い建物内のトイレまで行って使用していることも聞きました。

昨年の8月に、学校事務室で「トイレを考えるミーティング」を、生徒、先生、保護者、事務室職員の4者で開催したと聞きました。府内の高校で、このような取り組みは初めてであるとも聞いています。

その中で、トイレの洋式化は要望も多かったようです。しかしながら、新聞報道等でも大阪府の財政状況から順次行っていくようですが、いつになるか分からない状況から、学校環境の向上のためとして、寄付設けることが可能とのことなので、今回、支援を行いたいと考えます。

以上で、「第5号議案 平成30年度の事業計画案」の説明を終わります。

三谷会計) 会計の三谷です。それでは、「第6号議案 平成30年度の予算案」を説明します。議案書綴りの12ページをご覧ください。

対象期間については、先ほどの第5号議案の対象期間と同じです。

なお、当会で予算書を作成するのは、今回が初めてとなります。したがって、

見込み額など、不確定の部分が多く、支出科目においては、大科目での予算編成としたことをご了承ください。総会での承認は大科目としますが、参考に13ページに小科目を記載したものを添付しています。

まず、第3号議案で承認のあった会計報告から、繰越金が、1,407万4,228円です。会費収入は、平成30年3月に卒業する13期生分として、165万6千円を計上します。雑収入は、預金利息などで、150円です。

以上、収入合計が1,573万3,788円です。

次に支出の部ですが、会議費や交通費など、80万円を計上します。

活動費として、本総会の開催経費、会報誌の発行、二十歳の集いの開催経費として、180万円を計上します。

教育振興費は、母校の体育館トイレの洋式化のために、300万円を計上します。予備費として、30万円。以上、支出の合計額は、590万円です。

収入から支出を差し引いた、9,830,378円については、次年度に繰り越すこととします。以上で、「第6号議案 平成30年度の予算案」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。次に第7号議案の「会計監査人の選出について」説明を、三谷会計からお願いします。

三谷会計) 会計の三谷です。それでは、「第7号議案 会計監査人の選任について」を説明します。議案書綴りの14ページをご覧ください。

会則第20条では、正会員の中から会計監査人2名を置く、となっております。事前には、候補者がいらっしゃいませんが、どなたか立候補くださいますか。この場で、選任が難しいということであれば、今回のみ役員会で選任することと考えております。以上、よろしく申し上げます。

議長) ありがとうございます。この場で、会計監査人に立候補される方はい

らっしゃいませんか。

立候補が無いようなので、説明のとおり、役員会に一任することによろしいか、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは、会計監査人の選出については、役員会に一任したいと考えます。役員会は速やかに会計監査人を選出し、次回の幹事会で報告するようにしてください。

次に第8号議案の「外部監査人の選出について」説明を、高田理事からお願いいたします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「第8号議案 外部監査人の選出について」を説明します。

議案書綴りの15ページをご覧ください。

第1号議案で承認を頂いた「会則」の第23条の規定で外部監査人を置くこととなっています。今回、本総会開催などでアドバイスを頂いていて、会計事務及び団体運営に精通している、大阪府職員であり、大阪府立槻の木高等学校の現事務長である河嶋憲治氏を外部監査人に出したいと考えています。以上、ご審議をお願いいたします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いいたします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。次に第9号議案の「会計基準の制定について」説明を、高田理事からお願いいたします。

高田理事) 理事の高田です。それでは、「会計基準の制定について」を説明します。まず、本議案の会計基準は、会則の第32条に規定されている「細則」にあたるもので、同窓会にとって重要な会計処理に関する基本的な取り決め

を、定めるものです。議案書綴りの16ページをご覧ください。

会計計算をキャッシュフローで行うことや、先ほどの第6号議案にあった予算の各科目がどのようなものかを定めています。母校への支援とした「教育振興費」や「予備費」の使い方にもルールを定めたものです。

なお、今回、初めてこのような細則を定めることとしました。これには、会計の専門家や府行政関係者の方々のアドバイスも頂き、作成しております。

これを基本に運営しながら、今後、我々の同窓会に応じた変更が必要であれば、会則に基づき、幹事会での承認を頂き、対応して参りたいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に第10号議案の「支出執行基準の制定について」説明を、奥田理事からお願いします。

奥田理事) 理事の奥田です。それでは、「第10号議案 大阪府立槻の木高等学校支出執行基準について」を説明します。

本執行基準は、会則第32条に定める「細則」にあたるもので、当会の支出経費に関して、公正、適正に経費を支出するためのものです。議案書綴りの18ページをご覧ください。

まず、会議費です。会則で会議は、「総会」「幹事会」「役員会」を定めております。このうち審議機関である「幹事会」及び会の運営にあたる「役員会」の会議、また、「会計監査人及び外部監査人の監査」においては、お茶とお菓子を金額の上限を決めて支出できるものとします。

また、その会議が食事時になった場合には、食事も提供できることとします。金額の上限は、1回につき、お茶、お菓子、食事を含め、2,500円と定めます。

次に交通費です。「幹事会」「役員会」「会計監査人及び外部監査人の監査」の各出席者には、定額で1回につき、1,000円を支給できるものとします。

報酬費です。外部監査人に対する報酬額の上限を定めます。渉外費についても、本会計基準によって、上限額を定めます。

最後に、いずれの支出においても、予算の範囲内であることを明記しました。なお、先ほどの会計基準と同様、今回初めてこのような細則を定めることとしました。

これを基本に運営しながら、今後、我々の同窓会に応じた変更が必要であれば、会則に基づき、幹事会での承認を頂き、対応して参りたいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

それでは、最後の議案になります。第11号議案の「事務の委任について」説明を、奥田理事からお願いします。

奥田理事) それでは、「第11号議案、事務の委任について」を説明します。

議案書綴りの19ページをご覧ください。

「事務の委任について」は、過去は総会に諮っていませんでした。しかし、本来は審議機関での承認が必要となる事項なので、今回から、本議案を審議とすることとします。

これまで、卒業生から同窓会の会費を徴収することや、徴収したお金を本会の預金に入金すること、また、収入や支出に関することの事務については、同窓会会長から槻の木高等学校の校長先生に事務をしてくださるよう、「法的な「事務委任」を行ってきています。

平成30年度からは、この事務のうち、「同窓会の会費を生徒から徴収する事務」及び「徴収したお金を同窓会の預金に入金する事務」のみを委任することとし、その他の事務については、当会自らが行うこととします。

これまでの事務委任を解除する具体的な時期は、平成30年4月1日を予定しております。引き続き委任する事務については、平成30年4月1日から、

幹事会において委任の終了の決議があるまでとします。

なお、法的な「事務委任」なので、学校長から解除の申し出があれば、その時点で終了します。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。只今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

☆拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

以上で、すべての議案につきましてご審議いただきました。これで議長席を降壇させていただきます。本日は、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。感謝申し上げます。

司会) これで、予定しておりましたすべての議案を終えることができました。長時間ご協力いただきありがとうございました。なお、この後、この場所において懇親会を引き続いて行いますのでよろしくお願いいたします。準備がありますので、暫らくお待ちください。また、記念品もお配りしますので、帰りにはお忘れないようにお願いします。